

# 宝塚市みどりの基本計画(案) に係るパブリック・コメントの実施について

---

令和3年(2021年)11月24日

都市安全部 公園河川課



## 1 宝塚市みどりの基本計画とは

宝塚市みどりの基本計画とは、本市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、目標や施策を定めた「みどりのまちづくり」に関する総合的な計画として、都市緑地法第4条第1項の規定に基づき策定するものです。

本計画では、上位計画である「第6次宝塚市総合計画」や「宝塚都市計画マスタープラン」に基づき、みどりの将来像や基本方針、みどりのまちづくりを推進する施策などを示しており、計画期間は、上位計画である「宝塚都市計画マスタープラン」と整合を図り、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)の概ね10年間としています。

## 2 計画(案)策定の経過(平成30年度～令和3年9月)

- (1)緑に関する市民意識調査(無作為抽出市民1,000人を対象に平成30年度実施)
- (2)宝塚市緑の基本計画検討委員会(知識経験者等10名で構成)での協議・検討→計7回
- (3)庁内検討会(関係課室長級9名で構成)→計4回
- (4)住民説明会(令和3年5月1日～17日まで)→提出意見16件
  - ※コロナ禍のため、市広報紙、市HP、緑化関係団体等へ計画案送付等で意見募集

### 3 計画見直しの背景

現行計画である「宝塚市緑の基本計画(H12～)」は、計画策定から20年が経過しており、この間にみどりをめぐる様々な法制度の改正や、防災・減災のまちづくりに対する意識や生物多様性の保全の必要性の高まり、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、市民活動の活発化等の社会情勢の変化を受けて、本市における「みどり」に関する**地域課題**や**行政課題**の早期解決を図るため、今回、計画を見直します。

## 4 みどりを取り巻く社会情勢の変化

### (1)新たなステージへの移行

これまでの、経済成長、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージから、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑のオープンスペースが持つ多機能性を、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージに移行すべき。※新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書(H28.5)より

観点① スtock効果をより高める

観点② 民間との連携を加速する

観点③ 都市公園を一層柔軟に使いこなす

## (2)みどりに関する法制度(都市公園法、都市緑地法等)の改正(H29.5)

- ・都市公園で保育所等の設置が可能(特区の一般措置化)
- ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創出(建蔽率緩和等)
- ・公園内PFI事業に係る設置管理(許可期間延伸10年→20年)
- ・公園の活性化に関する協議会の設置
- ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創出(固定資産税等の軽減等)
- ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充(まちづくり会社等を追加)

### (3)地域温暖化対策における緑への期待

### (4)生物多様性の保全に対する意識の高まり

### (5)防災意識のさらなる高まり

近年、多発する想定外の自然災害等により、市民の防災意識が高まっており、公園緑地に対する避難地、延焼防止機能などが重要視される

### (6)公共施設の維持管理費の増大や更新時期の集中

高度成長期以降に整備した街路樹等を含むインフラが一斉に老朽化し、維持管理費の増大と更新時期の集中が顕在化

## 5 現行計画との比較

【現行計画期間】平成13年(2001年)3月～平成37年(2025年)(25年間)

【現行目標】目標年次(2025年:人口見通し23万人)

①緑の確保(市域面積あたり)5,780.54ha(約57%)→5,922.64ha(約58%)

②都市公園等の確保(1人当たり面積)80.24ha(約3.8m<sup>2</sup>/人)→158.97ha(約7.0m<sup>2</sup>/人)現実的  
ではない

【今回目標1】緑地の確保量5,884.68ha(約58%)→現状値以上

【今回目標6】都市公園等面積121.10ha(約5.2m<sup>2</sup>/人)→122.80ha(約5.8m<sup>2</sup>/人)※下方修正



## 6 計画(案)策定のポイント

### ①「みどり」の質の強化

アドプト団体や緑化団体等の活動促進(※1パークマネジメント計画)

### ②人口減少を見据えた施設緑地の整備・管理方針

都市計画公園の見直し(※2)、街路樹管理計画(※3)の策定等

### ③ストック効果の向上

公園の機能再編・統廃合の検討等(※1)

### ④国の支援施策の反映

本計画に位置付ける公園・緑地は国の支援(補助採択)が可能(※1)

### ⑤官民連携の推進

指定管理やP-PFIの導入検討等(※1)

## 7 計画の進行管理

本計画の施策を確実に進めていくため、基本施策の進行管理のほか、みどりの確保目標の達成状況に基づく成果管理型の進行管理を行います。

また、計画進捗状況の把握・評価のため、中間期である概ね5年後、担当課で進捗状況の調査等を行い、その結果を基に、有識者等で構成する「検証委員会」で確認、適宜見直し等を行います。

## (※1)パークマネジメント計画(案)について

今後の都市公園等の管理運営のあり方について、「宝塚市みどりの基本計画」に基づき、これまでの行政主導による維持管理中心の公園管理運営から転換し、多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園等の管理運営を戦略的に推進することにより、より質の高い公園サービスを提供し、都市公園等の活性化を図る。

- ・公園規模や地域特性に応じた民間活力導入検討(指定管理、P-PFI、地域連携等)
- ・小規模公園の再編、統廃合の検討(都市公園ストック再編事業の導入等)
- ・開発事業に伴う小規模提供公園への対応(緑化協力金制度の創設等)

## (※2) 長期未着手都市計画公園・緑地の見直し(案)について

都市計画公園・緑地は、安全で安心な都市の形成、快適な都市環境創出のため、都市の根幹となる施設として都市計画決定されたが、都市計画決定後、長期間を経ても事業化に至らないものが多く存在している。時間の経過の中で、公園の必要性や周辺の様子が変化しているため、事業化に至っていない都市計画公園・緑地の見直しを行う。

- ・「(仮称)宝塚市都市計画公園・緑地見直しガイドライン」策定(令和4～5年度)
- ・都市計画公園等の廃止(令和6年度～)

### (※3)街路樹管理計画(案)について

街路樹は街にうるおいを与える一方で、大木化に伴う歩行空間の狭小化、道路標識等の視認低下、街路灯の照度低下、歩道の根上がり、老木化に伴う倒木・落枝など市民生活の安全面に影響を与えるだけでなく、今後、少子高齢化の進行による財政硬直化などから、剪定などの維持管理費用の減少は避けられず、これまでと同様の管理は困難である。

そのため、長期的な視野に立って、安全で快適な歩行空間の確保や地域特性に相応しいまちなみの景観形成、維持管理費の縮減を目的に、地域と協議・連携しながら街路樹管理計画を策定する。

- ・大木化、老朽化した街路樹の計画的な撤去、更新
- ・道路空間や周辺環境に応じた街路樹の適正化・適正な剪定管理
- ・シンボル路線の設定による質の高い管理